別　紙
　答申第７５号

答　　　申

１　審査会の結論
　島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を部分公開とした決定は妥当である。

２　本件諮問に至る経緯
（１）平成18年10月２日に本件異議申立人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づく公文書公開請求の提出があった。
（２）本件公文書公開請求の内容
　平成○年○月から平成○年○月までの間で、「島根県公立学校教員指導力審査委員会」（以下「指導力審査委員会」という。）に提出されていた書面及び資料、その他全部（以下「審査委員会資料等」という。）の写しの交付。
（３）この請求に対して、実施機関は、平成○年○月から平成○年○月までの間に、３回開催された指導力審査委員会に提出されていた審査委員会資料等を特定し、同年11月６日付けで部分公開決定を行った。
　公開しない部分及び公開しない理由：別表のとおり
（４）この決定に対して、異議申立人は、本件公文書の部分公開決定を不服として同年11月10日に異議申立てを行った。
（５）実施機関は、条例第20条第１項の規定に従い、同年12月21日付けで当審査会に諮問書を提出した。

３　異議申立人の主張
（１）異議申立ての趣旨
　本件公文書の部分公開決定を取り消し、全部公開を求める。
（２）異議申立ての理由
　異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。
ア　「島根県情報公開条例」の第９条を適用してもらい、請求者の権利利益を保護するために、全部の公開をしてもらいたい。
イ　個人に関する情報ではなく職務上の事柄であり､公務員の職務に関する情報は、公益性が強いので、「非公開理由説明書」にある「県民に対しての利益があるとは考えられず」ということにはならない。
ウ　当事者からすれば、「原則公開」で「知る権利」がある。恣意的な非公開や、密室化による情報隠しは許されないことである。
エ　氏名はふせて、その他は全部公開すべきである（「学校名」については、小・中・高の区別は行い、校名はふせればよい。）。
オ　情報を組み合わせて、特定の個人を識別するのは不可能であるし、個人の権利利益を害するおそれもない。これらのことについて実施機関は、具体的、かつ客観的に証明・立証する義務がある。
カ　非公開理由説明書にある「人事管理に関する情報」というよりも、公務員の実際の職務に関わる事柄なので、公開できるものである。

キ　氏名、学校名はふせての全部公開を求めるもので、「該当する教員であることを広く一般に公にされる」ということにはならない。
ク　実態として「教員としての未来への希望を失わせる」、「研修に消極的」、「研修や指導が、円滑かつ効率的に実施できない」、「指導事務の適正な遂行に支障を及ぼす」ことはない。資料公開が原因にはならない。
ケ　実施機関は、「研修」に入る前にこのことを「新聞発表」しており、著しく、名誉、人権を侵害され、精神的、心理的苦痛や不安が生じた。
　「新聞発表」を行った実施機関に、非公開理由説明書にある理由を言うことは、すでにできない。
　「審査会」の各委員の主張は明確に周知されるべきであり、会議記録を作成しないことは、その「審査会」は不公正なものであり、公正さを疑われてもしかたのないことになる。
コ　非公開理由説明書にある、「外部からの干渉」や「情報が得にくくなる」ことも、「公正かつ円滑な人事管理に支障」もない。それにもう終了していることでもある。
サ　全教員にとっての重要な情報であり、生徒、保護者及びその他の県民全体にとっても重要な情報である。

4　実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、以下のとおりである。

（1）条例第７条第２号該当性について

　指導力審査委員会に提出される審査委員会資料等は、所属長、市町村教育委員会及び教育センター所長から提出されたものである。

　これらの資料は、対象教員が学習指導を適切に行うことができない状況や、それに対する県立学校長、市町村教育委員会及び教育センター等による指導の内容及び評価等について具体的かつ詳細に記したものであり、個人に関する情報である。

　これらの資料には、氏名等特定の個人を識別することができる情報だけでなく、直接個人を特定することはできないが、他の情報と組み合わせることによって特定の個人を識別することができる情報を含んでいる。また、特定の個人を識別することは出来ないが、第三者に公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、その部分については非公開とした。

（2）条例第７条第６号該当性について

　児童生徒に適切な指導が行えない教員の取扱いについては、認定された教員に研修等を行う措置であることから、人事管理に関するものである。したがって、指導力審査委員会に提出された資料は、人事管理に関する情報であり、対象教員が学習指導等を適切に行うことができない状況や、それに対する県立学校長、市町村教育委員会及び教育センター等による指導の内容及び評価等について具体的かつ詳細に記したものである。

　児童生徒に適切な指導が行えない教員であると報告された教員にとって、これらの資料が公開され、自分が児童生徒に適切な指導が行えない教員に該当するとして報告された教員であるという事実を広く一般に公にされることは、本人の教員としての将来への希望を失わせ、研修に取り組む姿勢を消極的にし、研修及び指導が、円滑かつ効果的に実施できず、指導力向上を目的とする研修や指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

　また、このような情報を公にすることが前提となると、外部からの干渉等を懸念

することにより、当該教員の評価等について当該教員の在籍する学校の他の教員や、保護者、児童生徒からの情報が得にくくなるなど、事務遂行が困難になるおそれがあり、公正かつ円滑な人事管理に支障を及ぼすおそれがある。

（３）条例第９条該当性について

異議申立人は「異議申立ての趣旨の欄」に、「島根県情報公開条例」の第９条を適用してもらいたい、請求者本人の個人の権利利益を保護するために、全部の公開をしてもらいたい。」と記載している。

条例第９条においては、「実施機関は公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対して当該公文書を公開することができる。」となっている。

条例での「公益上特に必要があると認めるとき」とは、広く一般の県民に対して利益があると考えられるが、この情報を公開することで、広く一般の県民に対して利益があるとは考えられず、一方で当該教員の権利利益を害するおそれがあるため、異議申立人のいう裁量的公開によって、全面公開することはできない。

５　審査会の判断

（１）基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

（２）本件対象公文書について

本件対象公文書は、児童生徒に適切な指導が行えない教員の認定及び対応の決定等に際し、客観性、公平性を確保するため審査を行い県教委に意見を付す指導力審査委員会に提出されていた審査委員会資料等であり、審査対象教諭に関する報告書、医師の診断書、評価表、指導等の記録、意見聴取の記録などの指導力審査委員会意見書作成の参考となる情報が記載されている資料で構成されている。

（３）条例第７条第２号該当性について

本件対象公文書の記載内容のうち実施機関は、表題、項目、枠、文書年月日、職名、担当教科などを公開したが、別表のとおり氏名、年齢、住所、病名、職員番号、学校名、校長氏名などの他に、校長意見、同僚意見、児童生徒及び保護者の意見、本人の意見、指導・研修・評価内容などについては非公開とする部分公開決定を行った。

実施機関が非公開とした、これらの実質的な記載内容は通常他人に知られたくない機微な情報であって、本人の人格に密接に関わる情報であると認められることから、特定の個人が識別される情報や特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあり条例第７条第２号本文に該当する。また、当該部分は、その内容及び性質から、同条ただし書きのいずれにも該当しない。

（４）条例第７条第６号該当性について

本件対象公文書の記載内容のうち実施機関は、別表のとおり校長意見、同僚意見、児童生徒及び保護者の意見、本人の意見、指導・研修・評価内容などについては非

公開とする部分公開決定を行った。
実施機関が非公開とした、これらの実質的な記載内容は、指導力審査委員会に資料として提出され、審査委員が対象教諭への対応及び措置等の審査結果を判定するための資料となる情報であり、人事管理に係る情報に該当するものである。また、これらの情報を公開することにより、対象教諭の研修等に対する意欲の消極化や他の教員、児童生徒及び保護者からの情報が得にくくなるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼし、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあり条例第７条第６号に該当する。

（５）裁量的公開について

異議申立人は、異議申立書において、自己の裁判における相手方との対等性の確保のために、条例第９条の裁量的公開による全部公開を求めている。

同条は、非公開情報であっても、実施機関が「公益上特に必要があると認めるとき」は、当該公文書を公開することができるとして、実施機関に公開するか否かの裁量を認めた規定である。「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合をいう。

異議申立人がいう相手方との対等性の確保とは、裁判における公平・中立性を確保するという趣旨であると考えられるが、その点では、公益性が全く認められなくはない。

しかしながら、そのために公文書を入手する手段は、弁護士法第23条の２や民事訴訟法第226条等で制度化されており、公文書公開請求よりもそれらの制度の方がより適しているのは明らかであり、そうしたより適切な制度が他にも存し活用できる以上、「公益上特に必要がある」とは言えない。

（６）以上から、冒頭「１　審査会の結論」のとおり判断する。

別表

公文書名	公開しない部分	非公開理由
１．平成○年度 島根県公立学校教員指導力審査委員会		
諮問内容・報告	学校名、氏名、年齢	２号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の報告書まとめ	所属、氏名、年齢、勤続年数、休職歴、私傷病休暇	２号
	評価（第１・２評価者）、校長意見	2･6号
島根県公立学校教員指導力審査委員会診断書（主治医用）	所属名、氏名、生年月日、住所、病歴、既往歴、現病歴、就業についての意見、診断年月日、所在地、名称、医師名	２号
島根県公立学校教員指導力審査委員会診断書（委員用）	所属名、氏名、生年月日、住所、病名、既往歴、現在までの経過、現症、意見、診断年月日、所在地、名称、医師名	２号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等に関する報告書	文書記号、学校名、校長氏名、印影、所属、氏名、ふりがな、職員番号、生年月日、勤続年数、所有免許状、職歴、校務分掌等における状況、担当教科科目の一部、休職歴、私傷病休暇の取得状況、私傷病審査会における審査状況	２号
	該当理由、当該教員の指導力に関する概要、当該教員の勤務に関する概要、現在まで行ってきた改善に向けての指導の概要、当該教員の自覚と努力等、当該教員についての児童生徒等及び保護者の反応、当該教員についての同僚の意見、校長の意見	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の評価表【教諭等】	第１評価者氏名、第２評価者氏名、印影、	２号
	具体的な事実行為、問題程度と頻度	2･6号
指導等の記録	学校名、指導責任者氏名、印影、当該教員氏名	２号
	勤務状況、指導を要する状況、指導の内容、当該者の反応・変化	2･6号
意見聴取の記録	所属、氏名、ふりがな、同席者氏名、学校長名、印影	２号
	聴取概要、校長所見	2･6号
意見書	所属、氏名、印影	２号
	申立て事項	2･6号
添付資料		
①№１～７	年月日、教育庁職員の職、氏名を除く記載内容全て	2･6号
②出勤簿	印影、備考、氏名、集計欄、年次有給休暇欄	２号
③診断書 ④薬について	枠、項目を除く記載内容全て	２号
２．平成○年度 島根県公立学校教員指導力審査委員会		
諮問内容	学校名、氏名、年齢	２号

児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修報告書まとめ	所属、氏名、年齢、校務分掌、担任、勤続年数、休職歴、私傷病休暇	２号
	評価（総合、学校）、評価（教育長、校長、教頭）、総合評価、校長意見、市町村教育委員会における確認事項並びに指導、市町村教育委員会の意見	2･6号
教育センター研修・支援実施報告	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日	２号
	年間実施研修・支援、月別実施研修・支援	2･6号
教育センター研修・支援効果報告	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日	２号
	研修・支援全体の状況、学習指導、生徒指導・進路指導・課外活動、学級経営、対人関係、校務、服務	2･6号
教育センター研修・支援研修課題評価表	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日	２号
	研修課題細目別評価（センター、学校、総合）	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修課題評価表	行動目標、個別、総合	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の最終評価表【教諭等】	研修内容、評価の観点、個別・総合	2･6号
指導等の記録	当該教員氏名、学校名、指導責任者氏名、印影	２号
	指導を要する状況、指導の内容、当該者の反応・変化	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等に関する報告書	文書記号、教育委員会名、学校名、校長氏名、印影、所属、氏名、ふりがな、職員番号、生年月日、年齢、所有免許状、勤続年数、校務分掌、職歴、休職歴、校務分掌等における状況、私傷病休暇の取得状況、私傷病審査会における審査状況	２号
	該当理由、当該教員の指導力に関する概要、当該教員の勤務に関する概要、現在まで行ってきた改善に向けての指導の概要、当該教員の自覚と努力等、当該教員についての児童生徒等及び保護者の反応、当該教員についての同僚の意見、校長の意見	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の評価表	第１評価者氏名、第２評価者氏名、調整者氏名、印影	２号
	具体的な事実行為、問題程度と頻度	2･6号
意見聴取の記録	所属、氏名、ふりがな、同席者氏名、学校長氏名、印影	２号
	聴取概要、校長所見	2･6号
意見書	所属、氏名、印影	２号
	申立て事項	2･6号

意見聴取の概要	学校名、氏名、関係部署教諭からの意見聴取、本人からの要請による再度意見聴取	2･6号
意見書に基づく事実確認書	報告内容、意見書、確認者、事実確認	2･6号
状況の概要	学校名、氏名	２号
	状況の概要	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の認定について（協議）	文書記号、教育委員会名、印影、所属学校名、氏名	２号
	市町村教育委員会における確認事項並びに指導、市町村教育委員会の意見	2･6号
別添資料	心身に関わる状況、本人の顕著な言動等	2･6号
勤務状況報告書	学校名、校長名、印影、氏名	２号
	所見	2･6号
事情聴取について	教育委員会名、教育長氏名、学校名、学校長氏名、教頭氏名、教諭氏名	２号
	聴取内容	2･6号
添付書類		
①年休取得概要	全て	2･6号
②出勤簿	印影、備考、氏名、集計欄、年次有給休暇欄	２号
③休暇願簿	学校名、氏名、印影、期間、有給休暇、理由	２号
④職員室写真	全て	２号
⑤勤務状況	月日、曜日を除く全て	２号
⑥訓練プログラム	年月を除く全て	2･6号
３．平成○年度 島根県公立学校教員指導力審査委員会		
諮問内容	学校名、氏名、年齢	２号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修報告書まとめ	所属、氏名、年齢、校務分掌、担任、勤続年数、休職歴、私傷病休暇	２号
	総合評価（センター）、評価（認定時、今年度）、評価（教育長、校長、教頭）、研修・支援の状況、校長意見、市町村教育委員会における確認事項並びに指導、市町村教育委員会の意見	2･6号
所属校における研修実施報告	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日、年齢	２号
	年間研修・支援計画、月別実施研修・支援	2･6号
研修の効果に関する報告書	文書記号、学校名、校長名、印影、ふりがな、氏名、生年月日、職員番号、所有免許状、勤務年数、私傷病休暇取得状況	２号
	研修・支援全体の概要、当該教員の指導力に関する概要、当該教員の勤務に関する概要、当該教員の自覚と努力等、当該教員についての児童生徒等及び保護者の反応、当該教員についての同僚の意見、校長の意見	2･6号

児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の評価表【教諭等】	第１評価者氏名、第２評価者氏名、印影	２号
	具体的な事実行為、問題程度と頻度	2･6号
指導等の記録、参考資料	学校名、指導責任者、印影、当該教員氏名、別紙	２号
	指導を要する状況、指導の内容、当該者の反応・変化・追記、別紙、参考資料	2･6号
社会体験研修について（報告）	文書記号、印影、学校名、校長氏名、研修教職員名、研修機関名、所長氏名	２号
	研修期間	2･6号
社会体験研修報告書	研修教職員氏名、研修機関名、評価者氏名	２号
	研修期間、評価、その他お気づきの点を書いてください	2･6号
意見書	所属、氏名、印影	２号
	申立て事項、健康状況	2･6号
	資料１　「校内研修記録」の全て	2･6号
	資料１　「研修の記録」の印影、研修生名	２号
	資料１　「研修の記録」の連絡事項、研修内容、講師名、資料など、本日の成果・感想	2･6号
	資料２　所属校研修チームミーティング記録、「ほけんだより」の記載内容全て	2･6号
	資料３　「研修の記録」の印影、担当者名、研修生名、連絡事項、研修内容、講師名などの概略	2･6号
	資料３　「研修の記録」の本日の成果、気になる点など	２号
	資料４　資料５の全て	2･6号
教育センター研修・支援実施報告	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日	２号
	年間実施研修・支援、備考、月別実施研修・支援	2･6号
教育センター研修・支援効果報告書	ふりがな、氏名、所属校名、生年月日	２号
	研修・支援全体の状況、学習指導、生徒指導・進路指導・課外活動指導、学級経営、対人関係、校務、服務	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の研修課題評価表	行動目標、個別、総合	2･6号
状況の概要	学校名、氏名	２号
	状況の概要	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等の認定について（協議）	所属学校名、氏名	２号
	市町村教育委員会における確認事項並びに指導、市町村教育委員会の意見	2･6号
児童生徒等に適切な指導が行えない教員等に関する報告書	文書記号、学校名、校長氏名、印影、所属、氏名、ふりがな、職員番号、生年月日、所	２号

	有免許状、勤続年数、校務分掌、担当等、担当教科科目、職歴、校務分掌等における状況、休職歴、私傷病休暇の取得状況、私傷病審査会における審査状況	
	該当理由、当該教員の指導力に関する概要、当該教員の勤務に関する概要、現在まで行ってきた改善に向けての指導の概要、当該教員の自覚と努力等、当該教員についての児童生徒等及び保護者の反応、当該教員についての同僚の意見、校長の意見	2･6号
意見聴取の記録	所属、氏名、ふりがな、学校名、学校長名、印影	２号
	同席者の一部、聴取概要、校長所見	2･6号
第４学年音楽科学習指導案	指導者氏名、配慮事項	２号
指導の状況について	学校名、氏名、授業の概要の一部	２号
	授業の概要、指導上課題	2･6号
事情聴取について	学校名、校長氏名、教諭氏名	２号
	聴取内容	2･6号
国語科学習指導案	学年、指導者氏名、指導案の内容	２号
添付書類		
①授業評価アンケート	授業評価アンケート（担当者名、クラス、アンケート結果）	2･6号
②勤務状況	勤務状況　全て	２号
③出勤簿	印影、職名、氏名	２号
④休暇・欠勤簿	職、氏名、期間、日、欠勤、理由、印、備考、本年請求できる年次有給休暇	２号

（諮問第７４号に関する審査会の処理経過）

年　　月　　日	内　　　　　　容
平成１８年１２月２１日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成１９年　２月１６日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成１９年　４月　２日	異議申立人から意見書を受理
平成２１年　６月１８日（審査会第１回目）	審議
平成２１年　７月１６日（審査会第２回目）	審議
平成２１年　８月２０日（審査会第３回目）	審議
平成２１年　９月１７日（審査会第４回目）	審議
平成２１年１１月２６日（審査会第５回目）	審議
平成２１年１２月２４日（審査会第６回目）	審議
平成２２年　１月２７日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

（参考）

島根県情報公開審査会委員名簿

氏　　名	現　　　職	備　　考
笠井　耕助	元（株）山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡　佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田　達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津　弘也	弁　護　士	
本藤三世子	（財）しまね女性センター経営委員	